第四　平成二十五年度一般会計歳入歳出決算、平成二十五年度特別会計歳入歳出決算、平成二十五年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十五年度政府関係機関決算書
第五　平成二十五年度国有財産増減及び現在額総計算書
第六　平成二十五年度国有財産無償貸付状況総計算書
第七　活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第八　国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第九　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案受領

六月三十日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五二号）
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（閣承認第三号）
また、同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。
農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案（閣法第七一号）

通知書受領

六月三十日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。
農業協同組合法の一部を改正する法律案（岸本周平外三名提出）

答弁書受領

六月三十日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員藤末健三提出漏れた年金情報くの日本年金機構の対応に関する質問に対する答弁書（第一七四号）
参議院議員和田政宗提出朝鮮戦争時における海上保安庁の特別掃海隊による機雷掃海活動に関する質問に対する答弁書（第一七五号）
参議院議員和田政宗提出村山内閣総理大臣談話の作成過程に関する質問に対する答弁書（第一七六号）

報告書提出

六月三十日委員長から次の報告書を提出した。
国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律案（閣法第三五号）審査報告書
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案（閣法第五八号）審査報告書

人事異動

内閣

判事　山名　学
高等裁判所長官に任命する
岡田　光彦　坂本　秀之
長谷川　晋　新井　辰夫
特命全権大使に任命する（各通）（以上六月二十九日）

（東京地方裁判所判事補・東京簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　北川　瞬
願に依り本官並びに兼官を免ずる（六月三十日）

人事院

（財務省大臣官房付）　松永　尚之
公務員研修所教務部政策研修分析官に転任させる
（公務員研修所教務部政策研修分析官）　安藤　嘉昭
財務省に出向させる
（国土交通省総合政策局技術政策課運輸技術等基準企画調整室長）　宮島　正悟
職員福祉局上席システム運用専門官（参事官付）に転任させる
（職員福祉局上席システム運用専門官（参事官付））　佐野　透
国土交通省に出向させる（以上七月一日）

警察庁

（関東管区警察局長）警視監　大平　修
関東管区警察局広域調整部長事務取扱を命ずる（六月十九日）

金融庁

（監督局銀行第一課統括セリタリング管理官）内閣府事務官　加藤　博紀
検査局付を命ずる（六月二十九日）

皇室事項

認証官任命式

六月二十九日午後六時四十五分、宮中において、高等裁判所長官山名学、特命全権大使岡田光彦、同坂本秀之、同長谷川晋及び同新井辰夫の認証官任命式が行われた。

御祝電

天皇陛下は、七月一日カナダ国の国祭日につき、六月三十日同国総督閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

国家試験

平成27年度旅行業務取扱管理者試験の公示

旅行業法（昭和27年法律第239号）第11条の3第1項の規定による試験を次のとおり行う。
平成27年7月2日
観光庁長官　久保　成人

1．試験の種類　総合旅行業務取扱管理者試験
2．試験地　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県及び沖縄県
3．試験日　平成27年10月11日（日）
4．試験科目　試験は、次に掲げる科目について、筆記方式により行う。
(1) 旅行業法及びこれに基づく命令
(2) 旅行業約款、運送約款及び宿泊約款
(3) 「国内旅行実務」
ア．本邦内の運送機関及び宿泊施設の利用料金その他の本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金
イ．本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務
(4) 「海外旅行実務」
ア．本邦外の運送機関の利用料金その他の本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金
イ．旅券の申請手続、通関手続、検疫手続、為替管理その他の本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に必要な法令
ウ．本邦及び主要国における出入国に必要な手続に関する実務
エ．主要国の観光
オ．本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務
カ．本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務
5．受験手続
(1) 受験願書受付期間及び受付時間
受験願書提出先へ持参する場合の受付期間は、平成27年8月3日（月）から平成27年8月7日（金）までとし、受付時間は10時から16時までとする（正午から13時の間を除く）。
なお、受験願書提出先へ郵送する場合は、平成27年7月2日（木）から平成27年8月7日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。
(2) 受験願書提出先
一般社団法人日本旅行業協会
（東京都千代田区霞が関3丁目3番3号　全日通霞が関ビル3階）（郵便番号100―0013）
(3) 受験手数料
ア．試験を受けようとする者は、受験願書を提出する際に受験手数料6,500円を郵便局からの払込み又は銀行振込みにより一般社団法人日本旅行業協会宛納付すること。
なお、受験手数料を払込み又は振込みした際に発給される受験手数料の納付を証明する書類を受験願書に添付すること。
イ．受験手数料を受領した後は、いかなる場合でも返還しない。
(4) 受験票の送付
受験願書が完備し、かつ、受験手数料を納付した者に対し、受験票を送付する。
6．試験の免除
(1) 平成26年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者
ア．平成26年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者は、4に掲げる試験科目のうち、(4)の科目について試験の免除を受けることができる。
イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成26年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。